

担当者	自治協働課 生活安全係					担当： 田尾 一樹
連絡先	077-528-2816		内線 2925			
総合計画 位置付け	基本 方針	基本 政策	施策	取組の 方向性	主な 取組	
	3	9	2 2	2	2	

2024年1月5日

## 歩きスマホ禁止啓発ポスターの掲出及び街頭啓発について

本市では令和4年4月に大津市交通安全条例を施行し、交通事故のない安全で安心な社会を目指して取り組んでいます。

この度、歩きスマホに起因する事故等を未然に防止することを目的として、令和6年1月12日（金）～令和6年1月25日（木）の期間、「歩きスマホ」禁止啓発ポスターを京阪電車の大津市内各駅及び車両内に掲出します。掲出に先駆けて、下記のとおり街頭啓発活動を行います。

### 記

#### 1 日時・場所

令和6年1月12日（金）15時30分～16時30分

京阪膳所駅 改札前、北口タクシー乗り場付近、ときめき坂付近

#### 2 主催

大津市

#### 3 参加予定者

大津市 6名（自治協働課職員）

京阪電気鉄道株式会社 2名

大津警察署 3名

大津交通安全協会 4名

※おおつ光ルくとけいたくも参加します。

#### 4 実施内容

歩きスマホの危険性について、チラシと啓発品の配布による街頭啓発

#### 5 大津市交通安全条例について

大津市交通安全条例第5条第2項（道路を通行する者の責務）

道路を通行する歩行者は、スマートフォン等の情報機器の画面に表示された画像を注視するなどの周囲への注意が散漫となる行為を行いながら歩行することによって道路交通に危険を生じさせないようにしなければならない。